

太陽 ASG 拝啓理事長先生

経営者のための学校情報 第188号

この資料は全部お読みいただいて3分30秒です。

今回のテーマ： 内部統制について

1 内部統制とは何か

最近「内部統制」というコトバをよく耳にします。内部統制とは「組織の中に組み込まれるべき、法人が法令を遵守し、業務を適正かつ効率的に行い、資産を保全し、信頼性のある財務報告を行うために設けられる組織全体のコントロール体制とその運用をいう」とされています。組織を健全に運営するために当然に求められることであり、特に目新しいものではありません。

上場会社の不祥事が相次ぎ発覚し、多くの投資家等に損害を与えるなど各方面に大きな影響を及ぼしましたが、その多くの原因が、内部統制の不備にあったとされ、会社の経営者には、法律により内部統制の整備とその適切な運用が義務付けられることになりました。つまり、経営者は、内部統制の不備によって生じた不祥事について「知らなかった」では済ませられなくなりました。

学校法人には会社のような法律の規定はありませんが、学校法人という組織を運営している以上、当然に、経営者には内部統制を整備し適切に運用する責任・義務が課されています。

2 内部統制を整備・運用するための要件

内部統制が整備され、有効に機能するためには、組織の中につぎの6つの要件が具備されていなければならないといわれています。ひとつひとつチェックしてみましょう。

統制環境	内部統制の基礎となるものです。法令・倫理に基づく規範が備えられ、組織が整備され、組織管理に関する必要なルールがあり、ルールに従って日常業務が行われていることが求められます。何より理事長が内部統制の重要性を組織内に周知徹底すること、率先垂範することが重要です。
リスクの評価と対策	組織の健全な運営を阻害する要因（リスク）を洗い出して認識し、発生する頻度・影響により危険度を評価しリスクへの対策を講じていることです。
統制活動	仕事が誤りなく処理されるように、複数の人が分担して相互に牽制が効くような仕組みを作ることや、上席者による監督が徹底して行われていることです。
情報と伝達	業務が誤りなく円滑に行われるように、組織内外からの情報が収集され、適時・適切に収集され伝達されていることです。情報の中には内部通報による情報も含まれます。
IT（コンピュータ）の適切な利用	コンピュータで処理する日常の業務の範囲が拡大しています。コンピュータの利用に関する「リスクの評価・対策」「統制機能」「情報伝達」が適切に行われていることです。
モニター	内部統制が有効に機能しているかを監視(モニター)していることです。

お見逃しなく！

内部統制は、すでに学校の組織に組み込まれています。しかし、システムや機械は稼動したときから劣化が始まります。組織の環境も刻々変化しています。したがって、内部統制が有効に機能しているかどうかを常にモニターする必要があります。モニターは、通常、内部監査部門が行いますが、外部の専門家に依頼して行うこともあります。